

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第65号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第109号）

平成15年12月26日に開催された犀川水系流域委員会第1回総合部会において事務局側が発言した鞍月用水堰右岸側地下水調査の結果資料

2 担当課（所） 土木部河川課

3 審査請求等の経緯

- (1) H18. 11. 1 公開請求
- (2) H18. 11. 15 不存在決定
- (3) H19. 1. 4 異議申立て
- (4) H19. 2. 22 諮問
- (5) H21. 7. 9 答申

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>異議申立人は、平成15年12月26日に開催された犀川水系流域委員会第1回総合部会において実施機関が答弁した鞍月用水堰上流側の河床掘削に伴う地下水への影響調査については、平成17年3月に策定された犀川水系河川整備計画の決定以前に実施されていなければならない、請求に係る公文書は存在するはずであると主張している。</p> <p>一方、実施機関は、当該地下水への影響調査については、鞍月用水堰改修に係る詳細設計を行う時点で実施する計画であり、その調査の結果、地下水への影響が懸念されたとしても、地下水涵養等により対応は可能と述べている。</p> <p>このように、当該地下水への影響調査を今のところ実施しておらず請求対象文書は存在しないとの実施機関の主張には、特段不合理な点を認めることはできなかった。</p> <p>したがって、本件処分は妥当と判断する。</p>

5 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)
答申第65号

答 申 書

平成21年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成18年11月1日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成15年12月26日に開催された犀川水系流域委員会第1回総合部会において事務局側が発言した鞍月用水堰右岸側地下水調査の結果資料

2 実施機関の決定

実施機関は、平成18年11月15日に本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、同日付けで異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

鞍月用水堰改修についての地下水等の調査は、詳細な設計を実施する際に検討することとしているため、現在のところ実施しておらず、公開請求に係る文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年1月4日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成19年2月22日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する資料の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 犀川水系流域委員会は、鞍月用水堰上流側の河川改修案として河床掘削案を提案しており、また、河川整備計画策定に係る業務委託報告書でも河床掘削案と築堤案を比較検討し、河床掘削案を採用することが記載されているが、これらの中で、河床掘削による地下水への影響は検討されていない。
これは、河床掘削が地下水に影響しないことを前提にしたものであり、そのような前提で検討を進めるのであれば、地下水に関する調査結果があるはずである。
- (2) 実施機関は、地下水調査は掘削工事の詳細設計時に検討するとしているが、既に公表されている犀川水系河川整備計画でも河床掘削工法で改修を行うとされていることから、河床掘削案を採用する時点で地下水に関する調査結果がないと、このような結論は出せないはずである。
- (3) このように河床掘削案の採用は決定された事項であり、詳細設計時に地下水調査を行い、その時点で地下水に影響を与えると判明しても、変更は不可能なので、この決定以前に地下水調査を行っているはずである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書及び当審査会における意見陳述からみると、おおむね次のとおりである。

- (1) 犀川水系流域委員会第1回総合部会において、学識経験者である委員から、鞍月用水堰右岸側における地下水への影響について質問され、事務局から調査を進めたい旨の回答をした。
- (2) 実施機関としては、鞍月用水堰上流の掘削について、工事実施前に必要な詳細設計を行うこととしており、地下水等の調査も、その際実施したいと考えていたので、現在までのところ調査を実施しておらず、公開請求に係る公文書は存在しない。
なお、地下水への影響について、平成21年度に実施する鞍月堰堤改築に関する委託設計の中で調査する予定である。
- (3) 河床掘削に伴う堰の移設による地下水への影響は限定的と考えられるが、調査結果によって影響が懸念される場合は、地下水涵養等適切な対策を取ることとしている。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

鞍月用水堰の改築に伴う河床掘削による右岸側における地下水への影響に関する調査結果である。

3 本件請求文書の不存在について

異議申立人は、犀川水系流域委員会の意見等を受けて決定された犀川水系河川整備計画において、鞍月用水堰上流側の河川工事について、河床の掘削の工事を行うとしているのであるから、同委員会で委員から質問された掘削に伴う地下水への影響に関する調査は、整備計画決定以前に実施されていなければならず、請求に係る公文書は存在するはずであると主張している。

一方、実施機関は、地下水に係る調査については、鞍月用水堰の改築に係る詳細設計の時点で実施するとしており、調査の結果、地下水への影響が懸念される場合は、適切な地下水涵養等を行うとしている。

このように実施機関は、地下水への影響調査を詳細設計時点で行うと述べていることから、本件請求文書は存在しないとする実施機関の主張に特段不合理な点を認めることはできなかった。

したがって、本件処分は妥当であると判断した。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、河川整備計画における河川工事の進め方の適否について述べているが、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、このような主張は本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 2 月 22 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 109 号)
平成 19 年 3 月 19 日	○実施機関(土木部河川課)から理由説明書を受理した。
平成 19 年 4 月 2 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 21 年 3 月 17 日 (第 173 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 4 月 24 日 (第 174 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 5 月 22 日 (第 175 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 21 年 6 月 5 日 (第 176 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 21 年 6 月 26 日 (第 177 回審査会)	○事案の審議を行った。